

港湾管理者の財政モデルについて

THE FINANCIAL MODEL OF PORT MANAGEMENT BODY

矢 島 道 夫*・中 村 松 子**

By Michio YAJIMA and Matsuko NAKAMURA

1. はじめに

(1) 問題の背景

施設使用料等の経常収入だけでは、管理運営費さえも賄えないこと、過去の建設投資の公債償還が大きいこと、および新たな施設整備の資金調達に困難であること等、港湾管理者の財政をめぐる諸問題が、1973 年以降の経済変動によって、従来にもまして重要視されることとなった。この背景には、港湾に関係するもろもろの支出が増大していること、港湾管理者の大部分である地方公共団体の財政自体がひっ迫しているという 2 つの要因がある。

高度成長期において港湾施設整備が進んだことによつて、供用した施設の管理運営費と、その資金調達のために発行した公債の償還費が増大することとなった。一方では、低成長による取扱い貨物量の停滞によつて、港湾施設使用料等の経常収入は伸び悩み、料率をあげる港湾が多くなった。

さらに、港湾機能は外部経済効果が大きく、公共性が強いことから、施設使用料等の料率は低く押えられ、施設整備費の管理者負担分の多くは、港湾管理者である地方公共団体の一般財源に依存してきた。しかし、税収の伸び悩み、および福祉関係、生活環境整備等への行政需要の多様化を主たる要因とする支出の増大によつて、地方公共団体の財政自体がひっ迫することとなり、従来のように一般財源に多くを依存することが困難となってきた。

(2) 港湾財政をめぐる諸課題

以上のような諸状態から、次に示す内容が解決すべき

具体的課題として提起されている。

a) 港湾の財政運営のあり方の検討

港湾施設の管理運営における経済的効率性の追及、および長期的計画性に基づく港湾経営が必要とされている。具体的には、(イ) 上屋、荷役機械等の運営施設の効率的な管理運営の検討、および長期的計画に基づいて、(ロ) 港湾施設使用料等の適正な料率、(ハ) 管理者が負担する施設整備費について、その公債依存度、を決定しなければならない。

b) 港湾計画の財政的検討

港湾計画の立案に際して、前項に示した港湾管理者の財政運営のあり方との関連から、将来の資金需給と経常収支の時系列変化を明らかにし、港湾管理者の財政的観点から計画の実行可能性を検討することが不可欠であると考えられる。また、これらの検討を複数の計画代替案について実施することによつて、比較評価し、財政的により望ましい計画を作成することも必要となろう。

本論は、これらの課題を考察する一手段として、(イ) 施設使用料等の料率、(ロ) 公債依存度、(ハ) 港湾計画をインプットし、各年度の(イ) 資金運用表と、(ロ) 損益計算書をアウトプットとする財政モデルを提案するものである。

2. 財政モデルの基本的構造

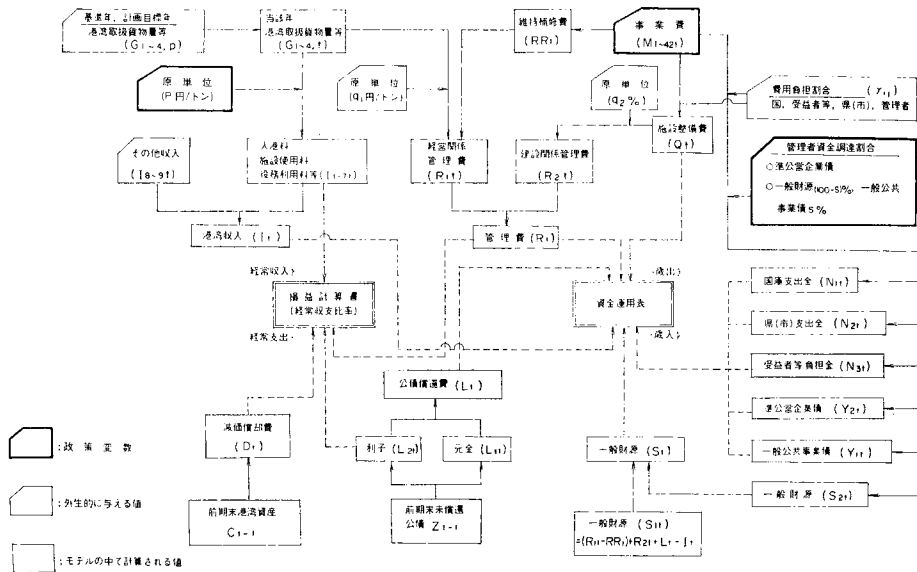
本財政モデルは、図—1 に示すフローチャートに従つて、各年度の資金運用表と損益計算書を作成する。

(1) 政策変数の設定

本モデルは、港湾計画の財政的観点からの実行可能性、あるいは施設使用料等の料率および公債依存度といった財政政策の適否を検討するのに資するものである。さらに、より望ましい計画や政策を立案するためには、これらの計画や政策について複数の代替案を設定し、各

* 正会員 運輸省第三港湾建設局神戸調査設計事務所

** 運輸省港湾技術研究所設計基準部計画基準研究室



図一 財政モデルのフローチャート

代替案についての資金運用表と損益計算書等の経年変化を比較評価することが必要である。すなわち、これらの計画と政策は、本モデルの政策変数として扱われる。

a) 港灣計画

港灣計画は、年度別の施設整備計画と計画目標年度における港灣取扱い貨物量等の計画目標の2つからなる。

施設整備計画は、その事業費の国、管理者等の負担額を算出するために、負担割合の異なる事業ごとに区分し、区分されたおのおのについて事業費を与える必要がある。したがって、事業の種類、対象施設、および事業主体等を考慮して、施設整備計画の区分を決定する。

後述するように、将来の施設使用料等、経営関係管理費を予測するために、計画目標年度 (T_p : 施設整備計画の最終年度)における港灣取扱い貨物量 ($G_{1,p}$)、公共取扱い貨物量 ($G_{2,p}$)、入港船舶総トン数 ($G_{3,p}$)、および公共けい留施設利用船舶総トン数 ($G_{4,p}$)を計画目標として与える。基準年度 (T_0 : 施設整備計画の第一年度の前年度)から T 年度目におけるこれらの値 ($G_{1-4,t}$)は、基準年度における $G_{1-4,0}$ を用いて、基準年度と計画目標年度の間は、年間の伸び率を一定として推計するか、あるいは施設整備計画と整合するように各年度ごとに外生的に与える。そして、目標年度以降は増減しないものとする。

b) 港灣施設使用料等の料率

港灣の管理運営によって管理者にもたらされる入港料、施設使用料、役務利用料等の料率を、どの程度の水準にすべきかという問題は、管理者財政にとって重要な政策課題の一つである。

本モデルでは、港灣計画の計画目標から推計される T

年度目の港灣取扱い貨物量等 ($G_{1-4,t}$) を用いて、 T 年度目の港灣収入を予測することとする。すなわち、港灣収入を適当に分類し、そのおのおのについて、上の4つの指標のうちから最も関係の強いものを選び、その指標1トン当たりの施設使用料等の収入を原単位として外生的に与え、この原単位 (p_i) に T 年度目の対応する指標の値を乗じて、 T 年度目の施設使用料等とする。

政策変数としての使用料等の原単位は、基準年度 (T_0) における取扱い貨物量等1トン当たりの使用料等の実績値を参考として、現在に比較して何多高いというように設定することができる。

c) 公債依存度

施設整備費のどれだけの割合を公債に依存するかということも、港灣管理者にとって重要な政策課題の一つである。依存度が高ければ、現在の財政を圧迫することはないが、将来の公債償還費がかさみ、結局管理者財政をひっ迫させる要因となるであろう。逆に、公債依存度を低くすると、資金を確保できなくて、必要な施設整備を行えない結果となり、将来の港灣機能に支障をきたすかもしれない。

港灣整備に関係する公債には、一般公共事業債と、準公営企業債の一つである港灣整備事業債がある。前者は、補助事業の管理負担分と直轄事業にかかわる負担金が対象であり、港灣事業については1976年度以降充当率が95%に引き上げられている。後者は、ふ頭用地の造成および機能施設の整備にかかわる費用を対象としており、充当率は100%である。公債の充当率は、おのおのの事業における公債依存度の最高限度を示すものであり、財政政策としては、この範囲内で公債依存度を決め

ることができる。準公営企業債の対象となる港湾整備事業については、その整備費には港湾整備事業債が100%あてられるとし、この依存度を政策変数としては扱わない。一般改修事業等の直轄事業および補助事業については、県(市)支出金、受益者負担金等を除いた港湾管理者の実質負担額を、一般公共事業債と一般財源で $s : (1-s)$ の割合で調達することとし、この $s\%$ を政策変数とする。

(2) 資金運用表(歳出)の作成

各年度における港湾管理者の財政状態の計算は、第一に歳出を推計し、第二に歳出に必要な資金をいかに賄うかという観点から歳入を推計する。資金運用表の歳出を構成するのは、経営関係管理費、建設関係管理費、施設整備費および公債償還費である。

a) 経営関係管理費 (R_{1t})

港湾の管理運営に伴う人件費、庁費、施設運営費、維持補修費、経営委託費、土地建物等使用料等である。経年的に公共取扱い貨物量1トン当たりの費用(q_1 円/トン)は変わらないと仮定し、この原単位に当該年度の公共取扱い貨物量(G_{2t})を乗じて算出する。

$$R_{1t} = q_1 \times G_{2t}$$

b) 建設関係管理費 (R_{2t})

施設整備に要した人件費、庁費である。港湾管理者の歳出である施設整備費に対する割合を一定と仮定し、この割合を原単位($q_2\%$)として、将来推計を行う。次項で述べる方法で算出される T 年度目の施設整備費を Q_t とすれば、その年度の建設関係管理費は次式で与えられる。

$$R_{2t} = q_2 \times Q_t$$

c) 施設整備費 (Q_t)

施設整備費は、管理者がその主体である事業の費用の合計と、直轄事業の管理者負担分の歳出である。直轄事業の管理者負担分には、これに対する負担(補助)である県(市)支出金が含まれる。事業費 M_{it} の負担割合を、国 r_{1i} 、県(市) r_{2i} 、受益者等 r_{3i} 、管理者については、一般財源、一般公共事業債、港湾収入で r_{4i} 、準公営企業債で r_{5i} とすれば、 T 年度目の施設整備費 (Q_t) は、次式で求められる。

$$Q_t = \sum_{i=\text{直轄事業}} \sum_{j=2,4,5} r_{ji} \times M_{it} + \sum_{i=\text{直轄事業以外}} M_{it}$$

d) 公債償還費 ($L_t = L_{1t} + L_{2t}$)

過去の公債の元金 (L_{1t}) と利子 (L_{2t}) を合わせた償還金である。基準年度において未償還な公債、および将来の施設整備に充当される公債について、おのおのの償還条件、すなわち利率、据え置き期間、償還期間、償還方法によって、各年度の公債償還費を計算する。償還方法には、半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の2

種類がある。

(3) 資金運用表(歳入)の作成

前節で推計した歳出に対して、資金運用表の歳入を構成する港湾収入、国庫支出金、県(市)支出金、受益者負担金等、一般財源および公債が以下に示す手順で計算される。

a) 港湾収入 (I_t)

入港料、施設使用料、役務利用料等の港湾収入は、前述したように、政策変数である施設使用料等の原単位 (p_t) と港湾取扱い貨物量等の4つの指標 (G_{1-4}) を用いて推計する。

b) 国庫支出金 (N_{1t})、県(市)支出金 (N_{2t})、受益者負担金等 (N_{3t})

管理者財政の歳入としての国庫支出金は、管理者が行う施設整備に対する国庫補助金であり、直轄事業に対する国の負担金は除かれる。県(市)支出金は、港湾所在地の上(下)級団体からの補助(負担)金である。受益者負担金等は、国と管理者以外の受益者、原因者が負担する施設整備の費用である。

施設整備計画によって与えられる事業費 (M_{it}) と、各主体の負担割合、国 r_{1i} 、県(市) r_{2i} 、受益者等 r_{3i} から、

$$N_{1t} = \sum_{i=\text{直轄事業以外}} r_{1i} \times M_{it}$$

$$N_{2t} = \sum_i r_{2i} \times M_{it}$$

$$N_{3t} = \sum_{i=\text{直轄事業以外}} r_{3i} \times M_{it}$$

によって、 T 年度目の支出額あるいは負担額が計算できる。

e) 一般財源 (S_t)

港湾管理者である地方公共団体の一般会計から、港湾の管理運営および施設整備に要する費用にあてるため、管理者財政に繰り入れられる資金である。これは、管理費と公債償還費にあてられる分 (S_{1t}) と、施設整備にあてられる分 (S_{2t}) に分けて算出する。

港湾収入は管理費と公債償還費に優先的にあてられるとし、不足額が生じた場合にはこれを一般財源から支出する。したがって、

$$S_{1t} = R_t + L_t - I_t \quad (R_t + L_t - I_t \leq 0 \text{ のときは } S_{1t} = 0)$$

また、 $I_t - (R_t + L_t) > 0$ のとき

$$S_{2t} = (1-s) \left\{ \sum_i r_{4i} \times M_{it} - (I_t - R_t - L_t) \right\}$$

$I_t - (R_t + L_t) < 0$ のとき

$$S_{2t} = (1-s) \sum_i r_{4i} \times M_{it}$$

以上の結果、一般財源の繰り入れ額の総計 (S_t) は、管理運営にかかわる分 (S_{1t}) と、施設整備にかかわる分 (S_{2t}) を考慮し、 $I_t - (R_t + L_t) > 0$ のとき、 $S_t = S_{2t}$ 、 $I_t - (R_t + L_t) < 0$ のときは、 $S_t = S_{1t} + S_{2t}$ となる。

$\{\sum_i r_{it} \times M_{it} - (I_t - R_t - L_t)\}$ が負になる場合には、港湾収入のみで管理費、公債償還費および施設整備費が賄われたこととなり、この残額が管理者財政から地方公共団体の一般会計へ繰り入れられることを意味している。

d) 公債 (Y_t)

一般公共事業債 (Y_{it}) は、前述の $\{\sum_i r_{it} \times M_{it} - (I_t - R_t - L_t)\}$ に、公債依存度 (s) を乗じることによって求められる。

$$Y_{it} = s \times \{\sum_i r_{it} \times M_{it} - (I_t - R_t - L_t)\}$$

ふ頭用地や港湾機能施設の整備事業は100%公債によることと仮定しているから、 T 年度目の港湾整備事業債の発行額はその年度の準公営企業債による港湾整備事業費に等しい。

これらの公債の借入れ先は、政府資金、公営企業金融庫資金および民間等資金に大別され、おのおの償還条件が相違するとともに、公債の種類によって、これらの借入れ先から異なる割合で資金が出されている。したがって、各年度の公債発行額を3つの借入れ先に配分し、おのおの償還条件によって、償還費を計算する必要がある。また、借入れはすべて年度末に行われると仮定し、したがって、次年度から半年賦で償還が始まることになる。

(4) 損益計算書の作成

港湾管理者の財政を企業会計的にみるために、年度内に実現した収益(経常収入)と、これに要した費用(経常支出)を比較対照する損益計算書を本モデルのアウトプットとする。経常支出の経常収入に対する比、経常収支比率は管理者の財政状況を経年的に比較評価するのに都合がよい。

経常収入は、入港料、施設使用料、役務利用料およびその他定常的な固定収入である。経常支出は管理費、公債利子、および減価償却費からなるが、このうち前2者については、すでに資金運用表(歳出)の作成の中で算出されている。

ある年度の減価償却費は、前年度までに建設された港湾施設を対象に、施設別の耐用年数により、残存率10%の定額法によって計算する。償却の対象は施設整備費のうち実質的な管理者負担のみとする。したがって、実質的な管理者負担額が C 、耐用年数が l の施設の償却期間中の減価償却費 D は、次式で求められる。

$$D = (1 - 0.1) \times C \times 1/l$$

(5) 貨幣価値変化の取扱い

以上述べた資金運用表と損益計算書では、貨幣価値は基準年度以降変化しないことを前提としている。しか

し、実際には、物価上昇に伴う貨幣価値の低下によって、同一の施設整備に要する費用と、同一水準の管理運営に要する費用は年々増大しており、これに伴って施設使用料等の料率も数年ごとに値上げされているのが現状である。これに対して、公債償還費と減価償却費は、貨幣価値の変化の有無によって、ある年度の金額が変わることはない。

本モデルでは、基準年度以降の一年間の物価上昇率は毎年一定と仮定し、この率 (w) を外生的に与え、施設整備費、管理費、港湾収入は毎年度この率で高くなるものとする。

(6) モデルの汎用性

本モデルは、ある港湾の整備計画や財政政策の優劣を、管理者財政全体から評価するのに用いるだけでなく、次のように対象を限定して検討することも可能である。(イ) 既存港湾の計画について、その計画のみの財政的評価、(ロ) 既存港湾のある特定地区の管理運営および計画の財政的評価、(ハ) ある港湾の個別の施設群、たとえばけい留施設、荷役機械等についての財政的評価、(ニ) 港湾に関係する特別会計の財政状態の推移の予測と評価。

一方、検討の対象を広げることも可能である。複数の港湾の管理者が個別の港湾の財政状態よりも、複数の港湾全体としての資金需給や財政収支に関心があるのであれば、施設整備の各主体別の負担額や港湾収入、管理費の算出を細分すればよい。さらに、国の立場からは、国が負担する事業費の割合を政策変数として扱うことによって、特定の港湾や港湾整備が核となるプロジェクトについて、国庫補助率あるいは負担率を上げた場合に、どの程度将来の財政状態の推移を改善することができるかといった課題の検討に使うことも考えられる。

3. 管理者財政の試算結果

静岡県が管理する清水港を事例に取り上げ、本モデルから何がアウトプットされ、その結果をどのように使うことができるかを示す。まず、現状すう勢型の基本ケースについての予測を行う。次に、3つの政策変数について、おのおの代替案を設定し、各代替案による将来の財政状態の差違を比較評価する。基本ケースでは、1976年から1985年までの施設整備の将来計画を用いた。なお、以下に示す各図等に用いられている金額は、すべて名目価格である。

(1) 基本ケースの検討

基本ケースは、1976年度から1985年度までの10か

年の施設整備計画について、現状の施設使用料等の料率および公債依存度のもとにおける将来の管理者財政の推移を検討する。

a) 損益計算書

經常収入に対する經常支出の比や、管理費、公債利子および減価償却費に対する推移の予測結果を示したのが図-2である。この図の經常収支比率の推移から、港湾管理者財政を企業会計的にみた場合の、将来の収支の動向を知ることができる。この比率が1.0以上であることは、一単位の収入を得るためにそれ以上の費用を要し、経営的に損失が出ていることを意味している。逆に、1.0以下であれば、収入が費用を上回り、その分の収益を上げていることになる。同じ図の經常収入に対する管理費、公債利子および減価償却費の比の推移は、經常収支比率の推移の要因がどこにあるかを説明している。この図に示している例では、經常収入の伸びに対して公債利子の伸びが小さいことが主要な理由となっており、将来の經常収支比率は一貫して低下の傾向にあることがわかる。

b) 資金運用表

図-3は、資金運用表の歳出を構成する管理費、公債

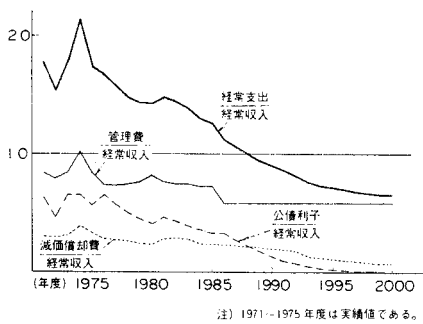


図-2 經常収支比率等の推移 (基本ケース)

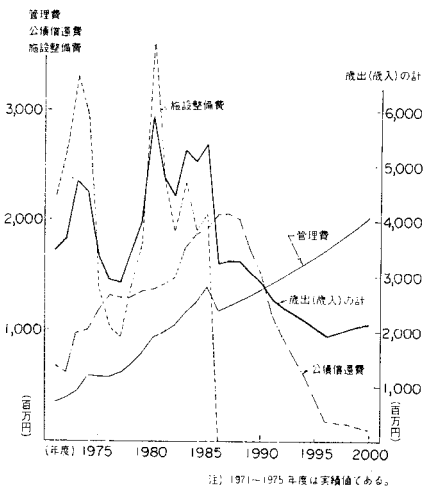


図-3 資金運用表(歳出)の推移 (基本ケース)

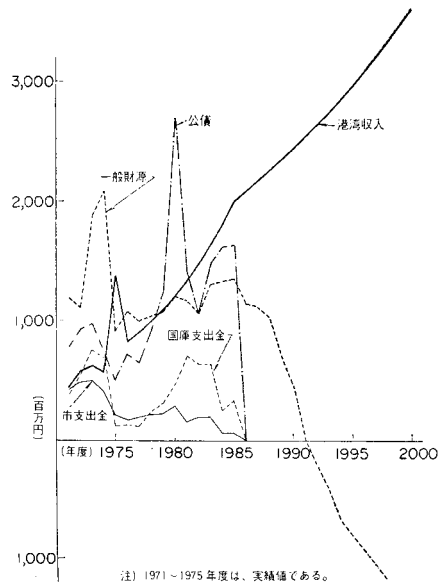


図-4 資金運用表(歳入)の推移 (基本ケース)

償還費および施設整備費と、歳出(歳入)の合計の推移を、図-4は、歳入を構成する港湾収入、一般財源、公債、国庫支出金および市支出金の推移を示したものである。

この財政モデルの資金運用表に関するアウトプットから作成されるこれらの図から、将来何に用いる資金がどれだけ必要であり、その資金を何によってどれだけ賄う必要があるかが経年的に明らかになる。特に、一般財源の推移は、港湾計画や財政政策の財政的観点からの実行可能性を検討する材料を提供する。すなわち、ある時期に地方公共団体の一般会計からの繰り入れが多額であることが予測され、實際上このような繰り入れが不可能と考えられれば、その計画や政策は再検討されなければならない。この場合に、図-3に示す資金運用表の歳出の推移からは、多額の一般財源が必要となった理由を推察することができる。たとえば、施設整備費と公債償還費の支出が多くなる時期が重なれば、その時期の一般財源は多額にならざるを得ない。このように、一般財源がある時期に多額になる理由がわかれば、港湾計画や財政政策をどのように修正すればよいか明らかになる。上の例のように、施設整備費と公債償還費の支出が重なっているならば、計画の工程を練り直すとか、公債依存度を低くするという改善策が考えられる。なお、図-4において、1992年度以降一般財源がマイナスになっているが、これは、港湾収入によって管理費、公債償還費および施設整備費の管理者負担分(図-4の例では前の2つの支出)が賄われ、かつその余剰が管理者財政から地方公共団体の一般会計へ繰り入れられることを意味している。

(2) 政策変数の代替案の検討

港湾計画，施設使用料等の料率および公債依存度の3つの政策変数について，いくつかの代替案を設定し，基本ケースの予測結果と比較する。代替案は，3つの政策変数を個別に扱い，基本ケースに対して2つ以上の政策変数の設定条件が異なることがないようにする。

a) 代替案の設定

イ) 港湾計画

港湾計画に関しては，基本ケースが1976年度から1985年度の10か年計画であるのに対して，代替案は基本ケースと同一の施設整備を1976年度から1990年度までの15か年で行う計画とする。すなわち，計画の規模や内容ではなく，工程に関する代替案である。

ロ) 施設使用料等の料率

基本ケースにおける料率の原単位に対して，この原単位を1.1, 1.2, 1.3倍した3つのケースを代替案とする。

ハ) 公債依存度

基本ケースでは，施設整備費の管理者負担分の80%を一般公共事業債に依存するとしたが，この割合を95%, 50%, 20%とする3つの代替案を考える。

b) 港湾計画にかかわる代替案の検討

基本ケースと代替案について，おのおのの損益計算書と資金運用表の比較を示したのが，図-5~7である。

資金運用表の歳入の推移を示した図-6からは，代替案では施設整備費や公債償還費がより長期間にわたって支出されることとなり，ある時期に歳入が集中する傾向が小さくなることを読みとることができる。その結果，

図-7の歳入の推移からわかるように，必要とされる一般財源は，当初は代替案が基本ケースを下回るが，ある年度以降になるとこの関係は逆転する。また，図-5に示したように，管理者財政を企業会計的にみた場合にその収支は，当初は基本ケースよりも代替案の方が良好であるが，ある年度以降には，代替案よりも基本ケースがよくなる。以上のような基本ケースと代替案の相違は，単に定性的傾向としてだけではなく，これらの図によって各年度の金額の差として，定量的に把握することが可能である。

このような工程の異なる計画における将来の財政状態の比較から，ある時期に一般財源の繰り入れが多額となることが予測され，計画の実行可能性が懸念された計画

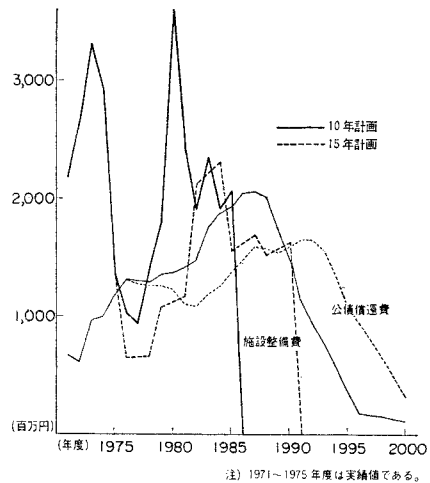


図-6 港湾計画の工程による歳入の推移の比較

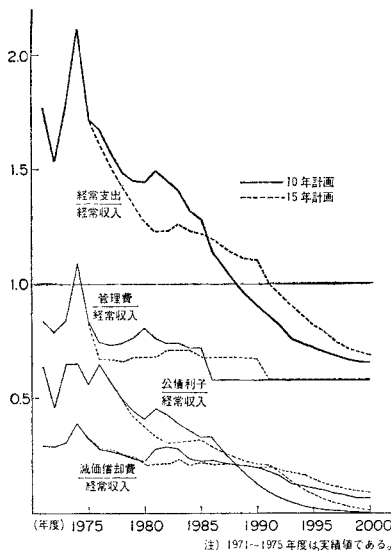


図-5 港湾計画の工程による経常収支比率等の推移の比較

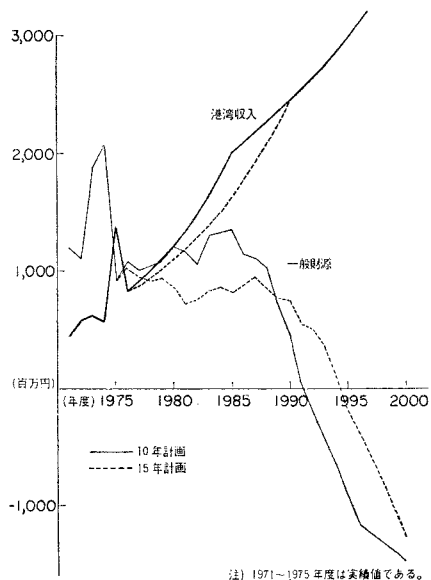


図-7 港湾計画の工程による歳入の推移の比較

について、その工程を延長することによって、財政的に実行可能な計画に手直しすることが可能であることが理解される。そして、一般財源の繰り入れの最高限度額が明らかであれば、工程に関する数ケースの代替案について、将来の一般財源の推移を予測すれば、工程を何年程度延ばした計画が望ましいかを知ることができる。

c) 港湾施設使用料等の料率にかかわる代替案の検討
 基準年度(1975年度)の実績値から定めた基本ケースの料率を、1.1, 1.2, 1.3 倍した代替案について、経常収支比率と一般財源の推移の比較を 図-8 と 図-9 に示す。

図-8 は、料率が高いほど経常収支比率が低いという当然の結果が示されているわけであるが、ある時期に企業会計的に収支バランスするような料率を定めたいという場合には、この図が有効である。図-9 は施設使用料の料率が高いほど一般財源は少なくなり、金額の差は将来になるほど大きくなることを示している。この図に示

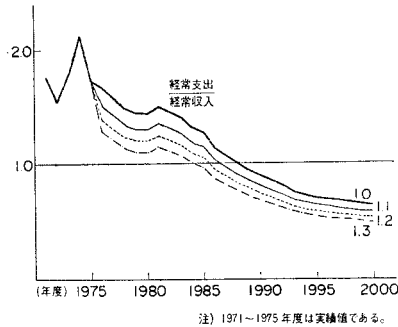


図-8 港湾施設使用料等の料率による経常収支比率の推移の比較

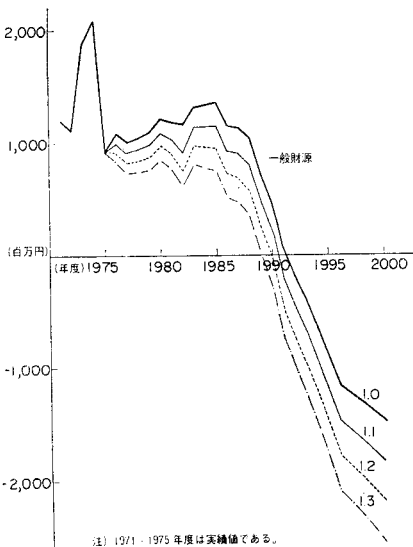


図-9 施設使用料等の料率による一般財源の推移の比較

す例では、単に港湾収入の増分が一般財源の減少分になることを示している。しかし、港湾収入が管理費と公債償還費を賄い、さらに施設整備費の管理者負担分に充当されるような場合には、港湾収入の増加は直接各年度の一般財源を減らすだけではなく、各年度の一般公共事業債の発行額を少なくすることによって、将来の公債償還費を減らし、累積的に、そして長期的に一般財源の負担を軽減することになる。また、ある時期に一般財源が集中することによって実行不可能とされた港湾計画について、使用料等の料率の値上げによって、計画を財政的に実行可能にしようとする場合には、図-9 によってどの程度の値上げをすればよいか判断することができる。

d) 公債依存度に関する代替案

公債依存度に関する代替案は、基本ケースの 80% に対して、一般公共事業債の充当率 95% と、依存度を小さくした 50%, 20% の 3 ケースである。

一般公共事業債の発行額の多少によって、公債償還費の全体は、図-10 のように推移する。そして、各年度

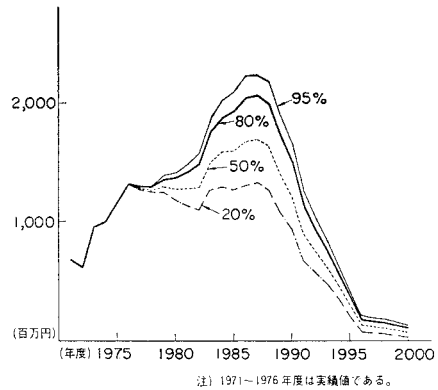


図-10 公債依存度による公債償還費の推移の比較

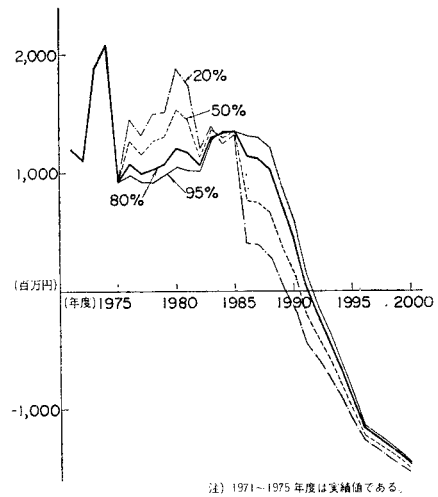


図-11 公債依存度による一般財源の推移の比較

の公債発行額の多少、および公債発行額の多少による将来の償還費の多少といった複合した影響の結果、公債依存度の高低によって一般財源の推移が異なることを図一11は示している。この図から公債依存度が高いほど当初の一般財源は少なくすむが、ある年度以降には逆に、依存度が低いほど一般財源が少なくなることを定性的、定量的に知ることができる。また、計画の工程や施設使用料等の料率の場合とまったく同様に、一般財源の最高限度額が明らかであれば、図一11は計画の実行を可能とする公債依存度を定める際の参考となる。

4. おわりに

本財政モデルでは、ある港湾の管理者について、その財政は地方公共団体の他の行政部門から独立して経理され、管理者は港湾を管理運営し、施設を整備するだけでなく、施設使用料等の料率や公債依存度を自らの意志で決定できることを前提としている。しかし、一般会計で複数の港湾の財政を経理したり、一つの港湾の財政を一般会計と特別会計に分けて経理している例が多い。また、公債依存度についても、管理者財政の状態とは関係なく、地方公共団体の財政状況から決定され、港湾整備に充当される資金であっても、港湾担当者にその公債依存度を決定する権限が与えられているわけではない。そして、港湾の財政運営が資金の需給を示すにすぎない官庁会計方式によっているために、港湾担当者の財政的関心は、おもに各年度に港湾の管理運営と施設整備のためにどれだけの資金を確保できるかに向けられている。

このように、この財政モデルが検討の対象としているように、将来の資金需給や財政収支等の推移を予測し、その結果から望ましい港湾計画や財政政策を立案するための客観的条件は大部分の港湾では整っていない。しかしながら、地方財政のひっ迫のもとで、地方公共団体の財政需要はますます拡大し、今後もろもろの事業の実施には、財源の有無が重要な制約条件の一つとなることが予想される。さらに、主要な港湾ではその財政運営において、新たな施設整備よりも、港湾施設の管理運営の比重が高まりつつあるが、ここでも経済的効率性の追及が

いっそう必要となっている。このような背景のもとでは、港湾の将来計画を立案し、これを管理運営している担当者が、港湾の財政を企業会計的に一つの独立したものととしてとらえ、将来にわたる資金需給や財政収支等の観点から、より望ましい計画や財政政策を立案し、実行していくことが強く求められている。この過程を経ることによって、必要性和実行可能性の根拠を有した港湾計画の作成が可能となり、経済的効率性をもって港湾の管理運営と施設整備を行う契機になると思われる。このような目的のために、本論で提示した財政モデルが、多くの管理者によって利用されるならば幸いである。

本論で提案したモデルの活用によって、港湾施設の管理運営における経済的効率性の追及、および管理者財政の計画的運用が可能となるが、これのみによって港湾整備に対する投資の是非を評価することはできない。なぜならば、港湾機能は大きな外部経済効果を有しており、その財政的負担はもちろん、その効果も地方公共団体の財政全体と関係している。そして、港湾整備はそれが一翼を担う地域開発と不可分に結びつくことによって、その機能を十分に発揮するのであるから、その他の社会資本整備から分離して、その財政的効果を議論することは現実的でない。したがって、港湾整備を伴う地域開発によって、地方公共団体財政にどれだけの負担と増収になるかを明らかにし、その結果に基づき、地域開発において港湾整備の果たすべき役割の検討を今後の課題としたい。

参 考 文 献

- 1) 矢島道夫・中村松子：港湾計画における財政問題に関する研究，土木学会第33回年次学術講演会講演概要集第4部，1978年。
- 2) 矢島道夫・中村松子：港湾管理者財政の現状と特徴，土木学会第34回年次学術講演会講演概要集第4部，1979年。
- 3) 矢島道夫・中村松子：港湾計画における財政に関する研究（第一報）—港湾管理者財政の現状と特徴—，港湾技術研究所報告第18巻第1号，1979年。
- 4) 矢島道夫・中村松子：港湾計画における財政に関する研究（第二報）—財政モデルの基本構造と試算結果—，港湾技術研究所報告第18巻第3号，1979年。

(1980.4.10・受付)